

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	28	府省庁名 <u>国土交通省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	移動性償却資産に係る固定資産税のあり方の見直しの検討（検討事項）	
要望内容（概要）	<p>平成22年度税制改正大綱においては、「車体課税については、エコカー減税の期限到来時までには、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討」とされているが、この検討と併せ、船舶、航空機、鉄道車両といった交通分野の移動性償却資産に係る課税のあり方について検討を行う。</p> <p>具体的には、①移動性償却資産単体の省エネ化促進、交通システムとしてのモーダルシフトの推進や公共交通の利用促進の見地から、これらに係る税負担を引き下げるとともに、②税体系についても、移動性償却資産単体の省エネ化促進、交通システムとしてのモーダルシフトの推進や公共交通の利用促進が図られるような制度設計とすることを検討すべきである。</p> <p>また、その際、移動性償却資産単体の省エネ化促進、交通システムのモーダルシフトの推進や公共交通の利用促進の見地から現行の負担水準を上回らないことを基本とすることが必要である。</p>	
関係条文	[]	
減収見込額	(初年度) (—) (平年度) (—) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 —</p> <p>(2) 施策の必要性 —</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		28 — 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—